

戦前期における理髪規則の制定に関する研究

*倉 田 研 一

1. はじめに
 - 1.1 江戸期の髪結と女髪結
 - 1.2 本稿で使用する用語の整理
 - 1.3 本稿を理髪規則とした根拠
 - 1.4 本稿の目的
2. 先行研究と研究方法
 - 2.1 理髪規則に関する先行研究
 - 2.2 研究方法
3. 維新以後の女髪結と理髪人の動向
4. 明治初期における衛生行政の特徴
5. 理髪規則制定の経緯
 - 5.1 新聞・雑誌等にもみる理髪衛生の情報
 - 5.2 京都府における理髪規則の制定
 - 5.3 規則普及への警察署と業界の対応
6. まとめと今後の課題

1. はじめに

1.1 江戸期の髪結と女髪結

美容や理容の歴史は古く、今では個人の容姿を演出するための考え方であり方法として、なくてはならぬ存在であるが、一方施術者側（髪結や女髪結）から見た場合そこには、取締りの対象者として下層社会に生きてきた人々の逆境を乗り越えようとする歴史も読み取れる。

江戸期に遡ると、髪結（理容師）と女髪結（美容師）という存在が浮かび上がってくるが、江戸期以前にこの仕事が存在したかというと風俗史¹などに記述はあるが、確証の持てる彼らの歴史は非常に限られている。しかも、記録が残っている史実からは、江戸期に両者ともに賤しい職業と評価されていたのである。

江戸期の女髪結²は、髪は自身で調えることが、武家の大人の女の嗜みという考え方が支配的であった時代、花柳界や遊女や夜鷹など最下層の人たちとの関係

が深くしかも売買春にかかわっていた者もいた。営業形態は、店舗を持たず顧客訪問をする「廻り」が主体で、そこで得た個人情報や漏洩することもあり、蔑視の原因となった。天保の改革を代表例とする奢侈禁止令などによって禁令を受け、禁を犯せば犯罪者となった。つまり女髪結は、幕府から公認される立場には、なかったといえるのである。

明治も過ぎ、20世紀に入り1913(大正2)年私立東京女子美髪学校が、最初的美容学校として開校された。その折りに雑誌「風俗画報」記者の書いた「新に起れる女髪結」³という一文が存在するので紹介しておく。

「由来今日までの女髪結は、技術が優れていても人格が下落していたり、中には沈黙であるかと思えば案外腕が鈍かったりさもないのは隣の悪口を一丁先へ伝える蓮っ葉ものもあれば、在る時は人の家庭内に立入る丈け怪しかる害毒を流すなどという、因習の久しき随分いかかわしいのも少なくない弊風がある」とあるように、女髪結の素行が悪い事を並べている。

しかし学校は、医学的知識と美顔術や衛生思想を認識習得させることで、「今まで世間で賤しめられた女

* 名古屋大学大学院学生

髪結の悪風を打破し、完全無欠な美髪師を養成するのが大目的だ」と雑誌記者が書いている。さらに普段は自分自身で結んでも「いざというときには、結い方によって器量の良し悪しも異なってくるので、やはり人に結ってもらうほうが良い」「1、2年習得して、立派に婦人職業として世に立って行かれるものとすれば是ほど調法なものはなく、又是ほど結構なことはあるまい」と、女髪結を職業婦人として評価している。さらに「今までの年季仕込みや主家来の流儀ではなく、学術と芸芸で一個の職業として立って行けるとすれば、今までの数にも為らぬ内職とは、ほとんど比べ物に為らぬのである」と女髪結を学校で養成することの意義も説明している。

このように「風俗画報」記者は、女髪結が「普通の職業に比べ余りに歓迎されていないにもかかわらず、なまじの男が後に瞠若たるほどの収入がある」を前提にして、学校での養成によって一個の婦人の職業として成り立つことを認めている。またこの記事で、明治以降も女髪結の世間の評判は悪く、賤しい職業であったことが分かる。なお、女髪結が顕在化するのには、課税対象となり取締規則で開業に届け出が義務付されて以降だと考えられる⁴。

一方理容師の前身である髪結は、江戸初期から存在が認められ、経済の発展とともに都市では髪結の組織化が進んだ。組織も時代によって変遷するが、大きく土地の権利を持つ株主⁵とそこで実際に仕事をする髪結とに分かれる。髪結たちは、「髪結仲間」を組織して同業者の乱立を抑制し、その髪結自身は、親方として手間取り（職人）と弟子（徒弟）をおくというように、ここに階層化も生まれていったのである⁶。

営業形態をみると、店舗営業に加えて、露天や軒先での営業に、女髪結同様「廻り」という顧客訪問の営業者も存在していた。特に露天での営業は、奉行所から目をつけられ易いために、髪結たちは奉行所の下働きを冥加として取締から逃れると同時に、奉行所の役割の一端を担っていったといえる⁷。しかし、髪結は公認されたとはいえ、無学文盲で社会的意識も低いという評価や、露店での営業や奉行所の手先⁸となったところから女髪結同様に蔑視される存在であった。

江戸期の髪結が、道具を櫛から、主に鉸に持ち替えて施術するようになり、明治以降正式に理髪という名称が使われるようになった。しかし女髪結は、相変わらず結髪業であり、女髪結であった。女髪結に変化の兆しが見えるのは、20世紀に入ってからであった。

理髪と呼ばれるようになってから、理髪人の評価を取締側の関係者がしているので紹介しておく。

警視庁予防課長井口乗海は、1927（昭和2年）年警察協会雑誌に「理髪店舗衛生法」⁹と題する論文を書いている。1914年から理髪取締に従事したが、その当時店主とその助手徒弟ともに、理髪規則が制定発布したこと自体認識していた者は少なかった。それが大分改善したと書いている。そこに「近時理髪店舗が賭博との縁が遠くなり、婦人美髪師が男女媒介の非難から脱しようとする傾きを有って来た事は業者自身の自覚にもよるが、警察当局の取締が業界改良に力があつたからだ」と行政の取締の効果を書いている。

しかし警視庁衛生課の伊藤壽¹⁰は1933年「公衆衛生」に次の文を書いている。近代的経営をしている理髪業者は少なくないが「従来の弊風として未だ怠惰、悪癖の風潮が濃厚で、～中略～近時此風潮は漸次改善せられたが、まだ他の業務に比して其弊多きを遺憾とする」と取締時に衛生に関する問題以外の事案が多いことを指摘している。

このように昭和期に至るまで、理髪師と女髪結は、素行の悪さを取締まれる立場にあったことが分かり、賤業と呼ばれたことも理解できる。

しかし彼らにこのような性行があつたにせよ、今日芸術的ともいえる日本髪が数多く残されており、これらを創作したのは、女髪結であり髪結であった事は間違いがない。今ではまさに日本髪は、日本の文化の一つだといえる。しかしこれを創出した人たちが江戸期最下層の人たちであったことは、あまり知られていないのである。

警視庁衛生部長医学博士栗本庸勝¹¹は、1914年の全国理髪師大会での講話で次のように語っている。「社会が進歩せるにもかかわらず、古来の悪習慣が残ってをるのは実に嘆かわしき次第で有ります。現今の理髪業者は衛生思想がない。寧ろ衛生の重要な事を知るものが少ないのである。しかるに幸いにも先覚者があって、この悪風、悪弊害を業界より除き、根本的改革をなさんと企てて居られる。私はかくまで喜ぶべく祝すべき事はなからうかと思ひます」とあり、業界が現状を変えようとしている事を警視庁の栗本は、評価している。悪弊と悪習慣についての説明が、講話にはない。だが、以上述べてきたことが該当すると考えられ「賤業からの脱却」を理髪業界の全国区組織である1906（明治39）年設立された大日本美髪会がめざしていた¹²ことが分かったのである。

明治以降のさまざまな近代化に向けての試みが、各業界でなされた事は周知のことである。理容美容業界も例外ではなかったが、技術の近代化の前に、彼らは、自身の行動規範を正すことが課題となったといえ

る。そして本稿で述べる理髪規則は、どのような役割をにない彼らに受け入れられたのか考えなければならぬ。

1.2 本稿で使用する用語の整理

江戸期から今日まで、理容と美容を表す用語には変遷がある。特に美容業を表す用語において顕著である。ここでは明治期の理髪規則の制定について述べてゆくための、前提条件として考察しておく。

1899（明治32）年に京都府で理髪規則が制定されてから1947（昭和22）年に法律となっても理容師法の第1条では「この法律で理容とは、理髪及び美容をいう」とあり、1951年改正で理容・美容が正式名称と成るまで、理髪が使われた。その後1957年にそれぞれ分離し単独法になって現在に至っている。なお戦前期は道府県別の規則であったが戦後に統一法規となった。

現代の理美容師は、維新前後まで髪結、女髪結と呼ばれていた。明治維新後の開化の気風は風俗に現れ、その一つに髻を落とした散髪スタイルがあり、1871年太政官布告「散髪制服略服脱刀共可為勝手事」通称「断髪令」¹³により散髪が公に認められた。以降男性の剪髪は急速に全国へ普及していったが、女性に対しては1872年東京府布達「違式註違条例」第38条「婦人ニシテ謂レナク断髪スル者」¹⁴を最初にして各府県で同様の条例が施行され、女性の断髪は禁じられた。

このような状況が展開したことによって、髪を結う髪結ではなく、髪を整える意味の古語であった「理髪」¹⁵が使われ始めたと考えられる。だが断髪を禁じられた女性の髪型は、日本髪と1885年大日本婦人東髪会¹⁶が提唱した日本髪の簡易版である東髪が主流となった。これらの髪型は、従来の結う技術によって施術されており、技術的な目新しさは全くなかった。

しかし20世紀に入って欧米から輸入されたウエーブ形成技術による洋髪が登場してから、業界地図は一変してゆくことになった。日本では古来、丈なす直毛の黒髪を第一として、波状毛の女性は醜女と言われていた¹⁷。ウエーブ形成による髪型を受け入れることで世情も女髪結業界も、変貌を遂げていったのである。

ただし洋髪技術を紹介したのは女髪結ではなく、当時欧米で教育を受け、日本に帰国して1910年代以降に活動を開始した美容師と呼ばれた人々によってなされたと考えられる。なお理髪業界もこれ以前にウエーブ形成技術を取入れていたとしている¹⁸が、女髪結にこの技術を伝えたという記録は見当たらない。

制度上は結髪（髪を結う）の一語で表現され、理髪（頭髪・鬚髯の剪削）の中に組み入れられた。

ところが、髪型以外の化粧や美顔を含めた業界の総称で、「美容」の技術が取り入れられ、これらの技術を施術する営業所の屋号として理容¹⁹や美容²⁰が使われ始めたのが20世紀初頭で、「美容」は1930年代にかなり定着した²¹と考えられる。また美顔術は男性の理髪から始まり²²女性も施術の対象になったという経緯があり、明治の頃から美顔術は女性だけのものではなかったということがわかる。

東京府の場合、東京府警視庁令第11号1901年「理髪営業取締規則」から始まり、美顔術²³（第1条）を加え同第31号1927年「美容術営業取締規則」へ、さらに同第29号1935年「理容術営業取締規則」へと名称を変更している。

美容術の名称変更に関しては、警視庁衛生部長川村貞四郎²⁴が次のように語っている「美容術は、震災以降大都市に急増している。美容師（理髪業者と結髪業者を含む）の取締規則に対しては、しばしば問題となって、もっか警視庁令とするか、規則改正するか研究問題となっている。美容術は衛生問題ではなく、技術の未熟者が化学薬品を使って、人体や皮膚に危害が及ぶ問題だ」としている。したがって美顔術の営業種目が加わり美容術営業取締規則への名称変更がなされたと考えられる。なお川村は「それから能く問題となる風紀問題だが、決して絶対ないとは言えぬ。それは保安部で厳重取締っているから衛生部では無関係である」と付け加えている。この一文で理美容業界の悪癖、悪弊が戦前期をつうじて取締上の問題となっていたことがわかる。

以上から髪結は、明治期に正式な名称として結髪を含めて理髪となり、敗戦後に規則から法律となったときも、理髪がしばらく使用されていた事が分かった。

一方美容は、美容となるまでには紆余曲折が認められる。戦前期の規則上では結髪が正式な名称ではあるが、一般的には女髪結であった。

前述したがそこに欧米で美容教育を受け帰国後に店舗を開業した人たちは、美容師（美容術師）²⁵と呼ばれて差別化がなされた。彼らは洋髪技術と最先端の美顔術の技術もっており、このことが女髪結業界をも変化させるきっかけとなったと考えられる。つまり1910年以降²⁶に美容という新勢力が勃興し、その後発展した結果、女髪結業界²⁷に対し美容業界²⁸という2大勢力が生まれていったと考えられる。

ところが1930年代にはいるとパーマメント・ウエーブ技術の習得とその機器開発をお互い競うようになり²⁹、両者が技術を共有することでその境が無くなっていったと考えられるが、その後の戦争は全てをり

セットすることになった。

このようにやや複雑な事情があるが、本稿で業界の違いにより女髪結と美容師を使い分け、理髪はそのまま使用する。なお戦前期をつうじての用語の変遷をここで述べたが、本稿は明治期に於ける規則制定が本題であり、さまざまな用語の変化は、1910年代以降に生じてゆくことをお断りしておく。

なお、戦前期に理髪的女性技術者は存在し、女髪結業界と美容業界にも男性技術者³⁰は存在した。規則上で広島県令第21号1927（昭和2）年美容術取締規則が女子のみとする事を例外として、法令上男女の別は無かったのである。

1.3 本稿を理髪規則とした根拠

戦災により県報が焼失した高知県と沖縄県を除いた45道府県について、規則名の変遷をまとめた結果を表1に示した。変遷の過程は5つのタイプに分類でき、最も早く名称変更をした道府県名をタイプの代表とし、3つの年代区分でその名称変更の時期も表した。これにより、戦前期に理容が規則名に使われていたことがわかる。広島県は、戦後の法律制定に先立ち1927年に理髪と美容別の規則を制定していたこともわかった。なお広島の場合、1927年県令第21号美容術営業取締規則第3条で「年齢18歳以上の女子」と限定しているところが特徴で、理髪と美容では試験制度導入年に相違があった。以上の結果から、理髪と美容の名称が多く存在したことで、本稿では「理髪規則」と「理髪制度」を使うことにする。尚表1は、注58表1の引用である。

表1 規則に表現された名称の変遷

(数字は西暦の下2桁)

タイプ	1868～1925年 明治・大正	～1935年 戦前期 昭和前期	～1945年 戦前期 昭和後期	該当する 道府県数
東京・山梨	理髪	美容術27	理容術36	2
山口県	理髪	理髪	理髪	22
京都・佐賀	理髪	美容術35	美容術	2
神奈川県	理髪	理容術31	理容術	18
広島県	理髪	理と美に 分離27	理髪規則 美容規則	1

1.4 本稿の目的

このように女髪結と髪結が、江戸期「賤業」³¹と呼ばれていたことを、戦前期の取締を行っていた警視庁の

理髪衛生の担当者の証言を紹介しながら見てきた。

明治期の女髪結と理髪人でも技術に関して、たとえ道具がなくてもその髪型を見て、日本銭でなんとか頭髪を刈り、形作る事は出来たのではなかろうか。

しかしながら幕末以降のさまざまな感染症対策として伝染病や、消毒用薬剤の希釈や適用法などに関する知識を得ることは、基礎学力も無く文盲である人も多かった彼らにとって、困難以外の何物でも無かったと考えられる。つまり理髪人と女髪結が、近代化に対応するためには、まず衛生管理の知識を理解して実行しなければならなかったことだけは確かである。

次にここまでを整理すると、女髪結と理髪人は

- ① 営業者の素行を正すこと
- ② 新技術を習得すること
- ③ 客と自分自身を守るために衛生管理の知識を獲得すること（理髪規則の遵守）

以上3項目が近代化への課題になったと仮定できる。これらが同時に「賤業からの脱却」を計るための、目標ではなかったかと考える。しかしながら1906年に理髪業近代化を目的に全国組織として発足した大日本美髪会規約第2条に「本会ハ理髪結髪ニ関スル衛生ト之ガ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス」³²とあるが、ここには②は当然として③は存在するが、①のことは意識されていないように考えられる。

本稿では、上記の③について考える事が目的である。つまり規則の制定がなければ、現代の理美容の歴史は始まらなかったといえるからである。

②の技術と髪型の変遷については、多くの著作が存在する。その専門家であるから当然のことであり、本論では制度を説明する為の最低限の記述に止めておくことにする。

ここまでは業界側から見た近代への課題であり特に、①は教育センター『理容現代史』³³に認められた以降は、ほとんど顧みられなくなった。本稿では①の問題を「はじめに」で取上げ明らかにした。自虐史観という批判もあっただろうと推察するが、業界にとっては克服すべき重要課題である。この意味で、すべての理美容師が考えなければならない課題である。

一方行政側はどのように考えていたのか、先行研究でも実は全く見えてこなかった。明治期の衛生行政制度³⁴の説明もほとんどなく、いきなり現行法規では、理美容が「公衆衛生の向上に資する」（理・美容師法第1条目的）仕事になっている。しかも、戦前期の規則の制定経緯については、ほとんど分かっていない。したがって「理髪規則がなぜ定められたのか」を明らかにすることが、大変重要な課題だと判断したのである。

なお、筆者は美容学校教員経験があり、美容師資格を所持している。現役時代に、業界の批判をすることが大変困難であることを体験した。ここに、本研究の最大の動機がある。また筆者は、美容師養成研究を現在まで行ってきたので、この立場を変えないが、戦前期の理髪規則は理容と美容を含んでいる。したがって理美容の戦前期の制度の全体像を明らかにするその第一歩として、まず理髪制度制定の経緯をここでは論ずることにする。

2. 先行研究と研究方法

2.1 理髪規則制定に関する先行研究

戦前期の理髪制度に関する論文は、これまでのところ存在しない。さまざまな著作に戦前期の理髪制度に関する断片的な記述はあるが、どれもその根拠を示しておらず、信頼に足るものとは言えない。

さらに東京府で制定された規則についての記述のみで、他の道府県規則に関しては、ほとんど不明である。

次に先行研究を発行年順に一覧表にした。なお正式な著者名と該当頁は註に別記した。ここでは、規則の府県名、制定年と制定の理由について説明があるか否かを確認することにした。

表2 理髪制度に関する先行研究

年代	著者	書名	規則府県名 制定年 制定理由
1951	江馬務 ³⁵	日本結髪全史	明治30年
1970	教育センター編	理容現代史 ³⁶	東京禿頭病
		美容現代史 ³⁷	東京無
1971	吉浜真芳他編 ³⁸	沖縄理容史	沖縄県 無
1972	坂口茂樹 ³⁹	日本の理髪風俗	京都明治29年 東京明治32年
1979	日美・美研 ⁴⁰	美容と日本文化の流れ	東京 衛生面規制
1981	千葉県理容史 編纂 ⁴¹	千葉県理容史	千葉県 無
1986	新美容編集部 ⁴²	素晴らしき美容 昭和史 その①	東京 無
1987	北海道理容史 編纂 ⁴³	北海道理容100 年史	東京、北海道 無
	佐々木幸夫 ⁴⁴	いわて美容物語	東京、岩手 禿頭病
	組合創立30年編 ⁴⁵	かながわの理容 史組合創立30年 史	神奈川 無

1988	栗栖敏雄編 ⁴⁶	大阪美環組三十年誌	無
1989	春山行夫 ⁴⁷	髪おしやれの文化史2	大阪、東京禿頭病
1998	全国理容環衛組合編 ⁴⁸	理容師法施行50年史	東京 伝染病予防
1999	美容史誌編 ⁴⁹	茨城美容のあゆみ	東京、茨城 無
2000	辻功 ⁵⁰	日本の公的職業資格制度の研究	東京明治34年 京都無
2004	教育センター編 ⁵¹	日本理容美容教育センター 50年史	東京 伝染病予防
2005	鈴木満編 ⁵²	国際理容美容学校 五十年誌	東京 衛生管理
2006	村澤博人 ⁵³	「第2章日本の理美容の歴史」『美容文化論1』	東京、公衆衛生面 で取締を制度化
2008	組合史編纂委員 ⁵⁴	組合創立50年史	神奈川 無
2015	千田啓互 ⁵⁵	理美容業界の規制緩和の必要性について	東京 伝染病予防
2020	教育センター ⁵⁶	文化論（養成校用教科書）	東京 村澤の記述に同
2021	野田伊豆守 ⁵⁷	理容史—古代から現代に至るまでの理容のすべて—	東京 禿頭病流行 公衆衛生
	倉田研一 ⁵⁸	明治維新以降戦前の理美容に関する法令の制定と改正について	京都に於ける規則制定の経緯を説明

- 1 日本理容美容教育センターは、これ以降教育センターと略す。
- 2 表中の無は、府県名と制定年だけの記述で、制定経緯などの説明がなかったことを表した。

1988年『大阪美環組三十年誌』には戦前期についての記載は無かった。代表例として記載したが、制度について記載のない理美容関係図書は、ここでは除外した。江馬務は1897（明治30）年に規則が定まったとしているが、このような記録はない。

組合史もここに並べたが、東京の規則を取上げていても、その制定の経緯に関する記述は無かった。『いわて美容ものがたり』の場合、1901年の東京より早く、1900年岩手県理髪規則が定められたとしているが、美容（当時は女髪結）が規則対象となるのは、1918（大正7）年であることについての記述がなく、正確さを欠いている。

結果として、千田と倉田の論文を除けば論文がなく、東京府の規則を取上げて説明しているということだけが分かったのである。

規則制定の理由には、次のような記述が認められた。

①「公衆衛生上の維持、向上に最も密接な仕事であること。取締規則は理髪等の社会性を向上させるものになった」⁵⁹

②「行政当局は衛生上の立場から取締に乗り出した」⁶⁰

③「明治30年代は日本の衛生行政体制が順次整えられ、不健全営業などの見られた理髪業界でも、主に公衆衛生面から警察による取り締まりが制度化された」⁶¹

④「理髪業が公衆衛生の維持、向上と密接な関係があったからだ。客と理髪師の健康を守り、さまざまな伝染病を予防するため」⁶²

だが、公衆衛生上の理髪規則制定の経緯は、全く説明されていないことが分かった。

東京府の規則採用時に禿頭病（円形脱毛症）が流行しており、規則制定のきっかけとなった『理容現代史』⁶³は説明している。だが禿頭病の根拠となる史料はここに示されていないのである。

これまで先行研究を見てきたが、その数が余りに少ないので、さらに百科事典でも確認しておくことにした。尚表2は、注58表2を引用したものである。

表3 辞典・事典にみる規則の記述

出版年	著者	タイトル	事典名 該当頁
1988	坂口茂樹	理容	日本大百科全書24巻 小学館 p.141
1993	松田良一	髪結	近代日本職業事典・柏書房 pp.82- p83
1994	村澤博人	美容	大衆文化事典(石川弘義編) 弘文堂 pp.649-650
1999	坂口茂樹	理容	日本風俗史事典 弘文堂 p.681
2007	坂口茂樹	床屋	世界大百科事典第20巻 平凡社 p.254
	高橋雅夫	美容	世界大百科事典第24巻 平凡社 p.675

表3を見ると「日本の理髪風俗」の著者坂口茂樹のものが多い。なお戦前期の制度の記述がないものは割愛した。これらの事典類では、すべて東京府の規則制定が記述されていることが分かった。しかしその制定の経緯などの説明は全くなかった。

先行研究において規則制定については、東京府警視庁令の理髪規則を用いて説明されていたことがわかった。また坂口茂樹⁶⁴と辻功の著書に京都府の規則に触れている箇所を認めたが、詳しい説明はなかった。

以上の結果から、理髪規則全国調査を実施して、その内容を明らかにしなければならないことが分かったのである。尚表3は、注58表3からの引用である。

2.2 研究方法

本稿では、新聞と婦人雑誌を初め、ファッション関係図書、婦人職業案内・職業紹介本、教科書、美容啓蒙書、家庭医学書、及び公衆衛生専門雑誌等広範囲に、より多くの情報を集約し表現したいと考えている。そこで、これらの情報を時系列に並べ年表化する方法で分析を試みることにする。なおこれについては拙書の倉田研一⁶⁵『私記・雑誌・新聞記事などにみる明治以降戦前の女髪結及び美容師の動向について』の結果で、該当する年度の情報を引用することにした。

特に理美容に関する一次史料は少なく、当時のマスコミ情報を活用しなければ概要も認識できない。また戦前期の業界の記録が存在すると考えられる、1906(明治39)年設立の理髪業界の全国組織であった大日本美髪会⁶⁶の機関誌『美髪』は現在まで所在不明であることが、マスコミ情報に頼らざるを得ない最大の理由である。

なおこの方法は、高橋晴子の著書『近代日本の身装文化』⁶⁷と『年表近代日本の身装文化』⁶⁸によるものである。

3. 維新以後の女髪結と理髪人の動向

「はじめに」の用語の整理で、本稿に関連することを述べたので重なるところはある。維新から規則制定の間の理髪人と女髪結の動向を考えておく。この間の公式な記録は非常に少ない。前述したが1871年の断髪令が、男性の散髪を認めたのに対して、女性の断髪は1872年違式註違条例第39条で禁じられた。断髪した女性の場合、誰がどの様に剪(き)り、髪型はどうだったかの記録はない。とはいえ、政府の方針が、その後の理美容業界を変革してゆく契機となった事は確かである。

髪結と女髪結ともに江戸期の呼称であるが、前述したが最下層の賤民の仕事だと評されていた。1871(明治4)年8月28日太政類典・第二編のなかにある「穢多非人等ノ称被廢候条自今身分職業共平民同様タルベキ事」⁶⁹という通称「解放令」が太政官布告として交付された。これにより髪結は、奉行所の下役から解放

され、剪髪技術を習得して理髪師へと急速に転換していった⁷⁰。しかし、女髪結の場合は、このような劇的な変化はなく、江戸期の営業形態を明治期に入っても踏襲したが、税制や理髪規則により顕在化せざるを得なくなったと考えられる。

髪結が江戸期、株仲間や髪結仲間など組織化されていたことは先述した。明治以降は、組合という形で組織化が認められた⁷¹。さらに業界が全国組織として活動を始めたのが明治後半の20世紀に入ってからで、理髪業界として本格的な近代化が始まった。しかし、この時期の女髪結に、組織立った活動記録はほとんど残されていない。

理髪師たちがどのように剪髪技術を習得していったかは、多くの記述⁷²があるのでここでは触れないが、剪髪する店舗がどのように存在したかを新聞の情報で見しておく。

明治のはじめには、髪結が斬髪もしている風景が新聞などにも書かれていた⁷³。1879（明治12）年ころになると斬髪から刈込へ、そして西洋床という表現が認められ⁷⁴、1887年には理髪⁷⁵という表現が出現している。1901年東京府理髪規則公布後の朝日新聞には散髪店⁷⁶とあり、清掃・整頓が行き届かず不潔だと報じている。

このように、明治のなかば過ぎには理髪所で剪髪することが普通になっていたのではなかろうか。理髪業界近代化のスローガンは、賤業からの脱却であり、そのために知識と技術の啓蒙活動が展開されていった。この活動を担ったのが、前述した大日本美髪会であった。

髪結から理髪への移行過程が報道で認められるのに対して、女髪結にこのような変化を確認することはできなかった。明治期に入り、理髪規則が交付されるまでの女髪結の動向については前述の横山百合子の著述に記述⁷⁷がある。

明治以降もしっかりと根を下ろして生活する姿が、新聞報道で認められる。ここに江戸期からの黙許の状態が継続しているのは、明治維新の混乱期に行政は手がまわらなかったからだといえる⁷⁸。横山は次に東京都公文書館に残された文書から次のような女髪結からの届け出を紹介している。

1878年以降つまり明治10年代に入り地方税制の整備にともなって女髪結もその対象となると、廃業届が提出されるようになる。これは自宅営業をやめて、訪問結髪のみとした税金逃れの一策だったと考えられる。また同じころ女髪結結社の届け出が出されている。しかし出願者が男性であり、江戸期の株仲間と同様に役を負う代わりに業務を独占するという論理に基づく結

社は、認められなかった⁷⁹。

さらに結社の出願は続き、売春やその仲立ちをしたり、匿ったりする者を密告させようとする条項が認められるようになった。ここでは出願者（男性）と行政の両者が、女髪結の売買春への関与を了承していたと横山は解釈している⁸⁰。

制度以前に日本髪を結っていた女髪結が、存在の危機を感じたのは、日本髪を不便・不潔・不経済だと批判した1885年「大日本婦人東髪会」⁸¹の結成にあったと考えられる。大日本私立衛生会の医師で渡邊鼎、東京経済雑誌記者でアダム・スミスの国富論を翻訳した慶応義塾出身の石川映作、明治女学校創始者木村熊二・木村澄子、東京横浜毎日新聞主筆島田三郎など開明派の人たちが発起した。これによって西洋風の髪型が紹介され東髪と名付けられたが、開明的な運動として男性だけではなく女性からの反発も大きく、結局お下げ髪に見るような女学生の髪型に定着しただけであったと言われている⁸²。本格的な洋髪は、大正期以降に断髪やウエーブ形成による髪型が普及するまで待たなければならなかった。またこの運動以降に流行した東髪には、日本髪の簡素型と言いながら自ら結えないような髪型まで出現していった⁸³。

渡辺鼎の留学、翌年石川映作は病死と運動の中心人物を失い、活動は約2年と短命だった。運動は知識階層向けであり、その本質が社会全体に理解されたいと言いがたい。しかし婦人東髪会に関する研究のなかで、「この運動が髪の不潔さは疾患を生むと警告し衛生問題を喚起、その後の髪結ないし美容師の地位向上に結びつく枠組みではなかったか」という指摘を飯田未希⁸⁴がしている点を考えなければならない。

婦人東髪会の発起人の渡邊鼎がそもそも大日本私立衛生会所属医師で、髪の新衛生を提唱することは当然であり、国家の問題である⁸⁵とした主張も理解できる。しかしその主張が、行政を動かし理髪規則制定のきっかけとなったという記録はない。

なお髪の新衛生は、毎日洗髪をすることが重要な作業となる。しかし設備や洗髪剤の整わない当時の状況では無理だと、今日感覚から判断できる。断髪やパーマネント・ウエーブの事が書かれている昭和期の美容啓蒙書を見ても「頭髪の洗浄回数は冬で月1、2回、夏は3回ぐらいが適当」⁸⁶ときわめて少ないことがわかる。この男性側の記録はないが、女性の髪の新衛生は、現在に至って本質的な問題が解決できたと言えるのではなかろうか。髪の新衛生は個人の問題であり、規則は女髪結と理髪人に営業上の衛生管理と精神病者、伝染性疾患者の営業禁止を義務づけた訳で、二つは切り離

して考える必要がある。結局髪は衛生より、髪型に関心が向けられたと考えられる。

4. 明治初期における衛生行政の特徴

理髪制度は、現在の厚生労働行政つまり生活衛生行政の一部として誕生した。理髪規則がはじめて制定された明治期においては、内務省が管轄し、各警察署が直接の取締を行っていた。

幕末開国に踏み切ったあとに人々を苦しめたのは疫病つまり感染症の流行であった。幕末の戦乱と混乱に乗じて感染症は瞬く間に広がり、多数の死者を生んだ。維新前後の感染症の典型はコレラで、19世紀の感染症のなかで最も致死率が高く、この時代世界的に流行しパンデミックを引き起こしていた⁸⁷。日本でも幕末から明治にかけて年間死者数が10万人を超える年もあり⁸⁸、コレラへの恐怖心からパニック状態になった民衆による暴動が起きることもあった⁸⁹（表4）。

明治期の衛生行政の基礎を作った、適塾出身の長与専斎（1838～1902）によれば「多数を救うには、少数を顧みるに遑（いとま）非ず」と当時の方針を回想しており⁹⁰、警察権力を背景にした強圧的取締が行われたのである。

それは文部省管轄であった衛生行政が、1877（明治10）年内務省へ移管され、警察が担当することによって始まり、犯罪に対処する機能に加えて⁹¹、既存の秩序を解体して、権力が志向する新秩序を押し付けるための強力な装置となった事を意味したのである⁹²。

当時内務省衛生局長であった長与専斎は、移管について内務省が地方自治を統括しており、衛生思想の普及に都合が良いと考えていた。

しかし、1877年からのコレラの流行では、消毒や隔離といった感染症対策を忌避する民衆の一揆が勃発し、犠牲者も出たことで事態は、警察による取締へと政策を転換したというのが実情であったのである⁹³。

長与専斎は、自治衛生の考え方を米国視察のうちに学び、日本の衛生行政に生かしたいと考えていたが、現状はそうならなかった。そこで長与らは、民間で衛生思想の普及をしようと考え1883年大日本私立衛生会（現日本公衆衛生協会）を設立した。

長与の考える「自治衛生」は、日本も各地方で生活習慣や人情、土俗文化など違いがあり、地方の状況を考慮して衛生行政を進めなければならないというものであった⁹⁴。なお衛生会は、『大日本私立衛生会雑誌』を創刊し、多くの理髪衛生情報を提供している。

一方、明治期の警察衛生は富国強兵政策との兼ね合いから、環境整備すなわちインフラ整備に回す余裕な

くない低予算での施策でしかなく、常に治安対策と抱き合わせて実施されたのである⁹⁵。さらに日清戦争と日露戦争により国の財政がひっ迫したため、当事者に費用を負担させる施策を取り、これにより各地方に衛生組合が組織され、衛生思想の普及および罹患時の費用の負担などが実際に行われていった⁹⁶。

1897年伝染病予防対策の集大成として「伝染病予防法」が施行され（表4）、第23条で道府県が衛生組合を設けて伝染病予防策を履行することが制度化された。理髪規則中にも組合とその加入の規定が存在した⁹⁷。

理髪制度は、衛生管理を規定したとともに、以上二つの戦前期衛生行政の特徴を有していたといえるのである。

表4は、明治初期の感染症流行の推移と行政の動きおよび法令の制定を一覧できるようにしたものである。

これを見ると京都府の1899年規則制定以前はコレラ、赤痢、腸チフスなど消化器系伝染病の流行が激しく、その後は結核へと対策すべき感染症問題が変わってゆくことがわかる。インフラ整備の法令化と生もの生水を避けるといった衛生観念の普及が背景にあったと考えられる。しかし、呼吸器系伝染病でしかも慢性化する結核は、予防や治療が当時は困難であり、常に人と接触して仕事をしている理髪人や女髪結にとって結核は、最も苦しめられた感染症であったと言えるのである⁹⁸。

表4⁹⁹ 理髪規則制定までの感染症流行の経緯

年、月	感染症	説明
1822.10 文政5	コレラ初上陸	蘭船で長崎経由、西日本に拡大
1832.11 天保3	インフルエンザ	江戸登城に月代、剃らずを許可
1858.7 安政5	コレラ第2陣	米艦船で到来、江戸でも流行激甚
1862.4 文久2	麻疹（はしか）	長崎経由、江戸で24万人死亡
1872 明治5	東京府 文部省	警察官制度採用 医務課設置
1874.8	文部省	医制、初の体系的衛生法規
1875.6	文部省から内務省へ	衛生局開設 初代局長 長与専斎
1876	内務省	天然痘予防規則布達
1877	内務省	コレラ予防法心得公布 統計開始
1879.3	コレラ流行	松山から全国へ感染が拡大 死者105,786人

.7	外国船検疫不可	コレラ病予防仮規則，一揆も発生	
.7	内務省	中央衛生会設置	
.12	内務省	地方衛生会設置，人民の健康保持	
1880.7	内務省	伝染病予防規則公布	
1882.4	コレラ流行	横浜より拡大 死者33,784人	
1883.5	民間団体	大日本私立衛生会設立	
1885	内務省	町村衛生委員廃止⇒衛生警察へ	
1886.5	コレラ大流行	死者108,405人 前年の流行が全国へ拡大	
.6	内務省	日本薬局方公布	
.12	腸チフス流行	患者6.6万人，死者約1.4万人	
1890.6	コレラ流行	長崎から 死者35,227人	
1892.12	私立衛生会	伝染病研究所設立	
1893	赤痢流行	死者4万人を越す (長与京都入り)	
1895.2	コレラ流行	日清戦争帰還兵から 死者40,154人	
.10	京都市	第4回内国勧業博覧会開催	
1897.4	内務省	伝染病予防法公布	
1899.2	外国船検疫可に	海港検疫法公布1879年を反省	
.3	京都府令48号	理髪取締規則制定	
1900.3	内務省	汚物掃除法，下水道法公布	
.9	山口県令72号	理髪営業取締規則制定含女髪結	
1901.3	東京府警視庁令	理髪営業取締規則制定	
1905	結核流行	死者95,171人	
1907	ペスト流行	阪神地区に患者集中（紡績業）	
1908	天然痘流行	関西を中心に蔓延	
1910	結核流行	死者112,081人	
1916.7	コレラ流行下火	死者6,260人，感染者大阪が最多	
大正5	.9	農商務省	工場法施行
1918	スペイン風邪	大阪毎日6/17朝 京都へ拡大 東京朝日11/1朝 大阪の流行激甚	
.12	大阪府令95条	理髪試験制度公布	

5. 理髪規則の制定の経緯

先行研究で，理髪規則の説明は東京府の規則をもって説明しており，しかも，東京府の規則が最も早く制定された¹⁰⁰という記述もあることが分かったのである。

そこで理髪規則調査に先立ち，理美容史に偏在していた関心を反省し，京都で医事行政に関する史料の調査を実施した。その結果，明治期に京都府の医師会が

発行した『京都医事衛生誌』¹⁰¹と，当時の衛生行政の動きを情報として伝えていた『大日本私立衛生会雑誌』および明治期の京都府の衛生行政に関する小林文広の研究書¹⁰²を見いだせたのである。同時に公報から，京都府令第48号1899（明治32）年3月30日「理髪取締規則」を発見した。しかも東京府1899年10月24日警視庁告諭第1号及び1901年警視庁令第11号より早く公布された事も判明した。

5.1 新聞・雑誌等における理髪衛生の情報

表5は，規則制定までの期間について，国立国会図書館で理髪を検索した結果を時系列にまとめたものである。理髪所および理髪人の不衛生さについては，読売の寄書欄つまり投書欄に最初現れた。前述したが「婦人束髪会」は，髪の問題を最初に提起した。

1895年以降は医学系の専門誌が，理髪衛生の必要性和具体的な理髪器具の消毒法などを紹介する記事を掲載するようになった。さらに，1897年の朝日新聞も同じく規則の必要性を問う論調となっていた結果，規則は制定されていたのである。

こういった動向のなかで『大日本私立衛生会雑誌』は，早くから諸外国の理髪衛生行政に関する情報を掲載していた。1899年大日本私立衛生会雑誌189号は，ハンガリーのブタペスト市の理髪規則を紹介し，同年191号で京都がこれを採用し，理髪規則として同年公布した事がわかった(表5)。同年5月1日号読売ではドイツの規則だと報道している。なお医師松下慎二は日本の理髪規則制定時にドイツ留学中で，ドイツに理髪規則はまだなかったと報告しており，読売の記事との齟齬が認められる¹⁰³。

表5 新聞と雑誌記事における規則制定までの理髪情報

年代	掲載紙・掲載誌	タイトルおよび内容
1876	読売10/19朝	投書会話過ぎ唾が飛ぶ
1885	東京輿論新誌 ¹⁰⁴ 読売11/13朝	婦人束髪会ノ主旨 理髪店の改良を望む
1891	教育報知256 ¹⁰⁵	理髪器の消毒法 紹介
1894	東洋学芸148 ¹⁰⁶ 衛生会雑誌129 ¹⁰⁷ 京都医事衛生誌5 ¹⁰⁸	仏国の理髪所の消毒法 コロンビアの理髪法規 明治28年の衛生対策
1895	衛生会雑誌144 ¹⁰⁹ 衛生会雑誌148 ¹¹⁰	仏国理髪衛生論文紹介 大阪の理髪業者の衛生
1896	京都医事衛生誌27 ¹¹¹	市医意見書理髪店衛生
1897	伝染病予防法 東京朝日10/24朝 東京朝日11/10朝	法律36号3/30 理髪伝染の予防 理髪と皮膚病
1898	衛生会雑誌185 ¹¹²	理髪規則建議（久留米）

1899	衛生会雑誌189 ¹¹³ 衛生会雑誌190 ¹¹⁴ 京都布令48号3/30 衛生会雑誌191号 ¹¹⁵ 読売5/1朝 東京朝日6/8朝 済生学舎医事新報9 ¹¹⁶ 東京朝日10/22朝 警視庁告諭1号10/24 衛生会雑誌198号 ¹¹⁷ 読売11/29朝	ハンガリーの理髪規則紹介 ベルゲル医師提言 理髪規則 除女髪結 京都ハンガリーの規則参酌 京都布令独国規則翻訳 京都府令紹介必要説く 理髪業取締法ニ就テ 京都外国規則翻訳公布 理髪業組合規約 東京府告諭の解説 女髪結の道具消毒必要
1900	東京朝日2/10朝 読売8/30朝 山口県令72号9/18	警察命令違反多く講習開催 女髪結の届出を通過 理髪規則制定含女髪結
1901	読売2/11朝 東京朝日2/22朝 読売2/27朝 読売2/27朝 警視庁令11号3/6 京都府令41号4/13	禿頭病の話 理髪店取締規則の発布予告 禿頭病の感染予防 命令違反多、規則制定請願 理髪営業取締規則 理髪営業取締規則

- 1 衛生会雑誌とは『大日本私立衛生会雑誌』。長与専齋らが衛生思想普及のために創設した大日本私立衛生会が発行。
- 2 『京都医事衛生誌』は、京都医事衛生社の出版。尚本表は、注58の表4及び5からの引用である。

5.2 京都府における理髪規則の制定

ここでは小林丈広『近代日本と公衆衛生』雄山閣2001を引用して述べてゆくことにする。

理髪制度は、天皇の車駕東幸¹¹⁸以後、経済不況に陥り疲弊して貧民街も生まれた京都府において、1899(明治32)年3月規則が制定され始まった。これは前項の公衆衛生専門誌においても明らかである。

同年10月に東京府は告諭「理髪業組合規約中ニ加フヘキ事項」を通過した。これらは理髪業のみが規制の対象であったが、女髪結は1900年山口県令第72号¹¹⁹から規制対象となった。規則の定義に女髪結が加わるのは、1901年東京府警視庁令第11号の規則からであった(表6)。

京都府は復興策として、平安遷都千五百年記念祭にあわせて1895年第4回内国勸業博覧会¹²⁰を計画した。そのために劣悪な貧民部落などの対策を含めて、市内のインフラ整備が喫緊の課題となった¹²¹。これが京都における理髪規則制定のきっかけである。

京都における、コレラ流行の初年は1858(安政5)年で、日本における流行の第2陣であった(表4)。明治期に入って最初のコレラ流行は1877年であった。このときに京都府がとった策は、患者の出た家屋を焼き

表6 戦前期の道府県理髪規則の制定年

(数字は西暦の下2桁)

道府県名	制定年	女髪結	名称変更	道府県名	制定年	女髪結	名称変更	道府県名	制定年	女髪結	名称変更
北海道	01	左同	41理	新潟	01	左同	-	岡山	01	左同	-
青森*	01	左同	-	富山	00	03	-	広島*	04	左同	-
岩手	00	18	35理	石川*	12	左同	33理				
秋田	01	09	-	福井	00	15	-	山口*	00	左同	-
山形	01	左同	-	静岡*	02	左同	-	徳島	01	左同	36理
宮城*	01	13	35理	愛知	00	13	41理	香川*	00	17	-
福島*	00	25	-	岐阜*	02	左同	-	愛媛*	01	27	38理
栃木	01	左同	36理	三重	01	04	-	高知	戦災	09	戦災
茨城	01	左同	-	滋賀	02	左同	-	福岡*	01	左同	38理
千葉	01	左同	37理	京都	1899	01	35美	大分	02	左同	36理
群馬	01	左同	36理	奈良*	02	左同	-	宮崎	00	27	38理
埼玉	01	左同	-	和歌山	06	左同	36理	熊本*	03	左同	38理
神奈川	04	左同	31理	大阪	01	左同	-	長崎*	01	21	-
東京	01	左同	35理	兵庫	00	01	-	佐賀	03	左同	35美
山梨	02	左同	36理	鳥取	02	17	-	鹿児島*	00	03	-
長野	02	左同	32理	鳥根	01	23	36理	沖縄	04	戦災	戦災

- 1 規則は各道府県の公報に掲載され、戦災喪失の高知県と沖縄県を除き、都道府県名に*印のある場合は県立図書館所蔵、無印の場合は公文書館所蔵。なお石川県は県庁資料室、山梨県は県庁総務部行政経営管理課の所蔵であった。規則調査は、2011年から2018年に実施した。なお2021年現在、大阪府公報と三重県報は、デジタルアーカイブス化されてネットでの検索が可能となっている。
- 2 女髪結は、条文中に結髪・結束という業態種別の記述がある場合の年度を表した。本尚表は、注58表6の引用である。

払うという行政処分だった。だが住民への保証など問題を多く発生させた¹²²。なおこの時点で職業別の感染者数を見ているが、不特定多数の人と接する理髪職も含まれていた¹²³。

その後も有効な対策は講じられず、感染者発生の方に病名票を貼付し、強制力をもって隔離を行ったが、これを嫌う住民は多く、患者を隠匿することになった。1880年代後半になると、感染者対策ではなく予防対策が目指されるようになった¹²⁴。

さらに、1888年以降、流入した貧困者層が形成した貧民部落はコレラの温床となり、甚大な被害を生じさせた。対策に乗り出した京都市は、市医と臨時衛生委員を設置し¹²⁵、患者の探索および消毒の清潔法の施行をした¹²⁶。だがその効果は現れなかった。

1893年10月長与専斎は、赤痢の流行状況を視察のため京都入りした(表4)。この時、府庁の求めに応じた長与は講演会でインフラ整備、特に下水・井戸の問題点を指摘した。この講演は行政側よりも、それまで防疫活動に携わってきた医師や衛生家に影響を与え、翌年4月に大日本私立衛生会第12会大会¹²⁷を開催することになった。この大会は行政とメディアの関心と呼び覚まし、さながら公衆衛生キャンペーンの様相を呈した¹²⁸。これによって市は博覧会に向けて1895年4月に臨時市医を委嘱、人が集まる場所である学校、工場、劇場、飲食店、公衆便所、宿屋、風呂屋などの衛生状態の点検と防疫活動を開始した。一方大日本私立衛生会京都衛生支会¹²⁹は、これとは別に巡視医員を置き同年5月に貧民部落等の特定地域の巡視活動を開始した。

このように京都では、公衆衛生キャンペーンを含む防疫活動によって、日清戦争後の伝染病流行(表4)対策と、1895年10月の博覧会を開催することができた。しかし、公衆便所の施設改善などが行われたが、全てのインフラ整備にまわす財政基盤はなく、人的資源によりこの事態を乗り切ったと考えられる¹³⁰。

臨時市医は、毎週会合を開き意見交換をして活動内容を文書にまとめ報告した。また府と市への要望もまとめていた。1895年12月活動を終えた臨時市医10名が連名で市医意見書を記述した。これは1893年から活動を続けてきた医師らの、活動の総括といえるものであった¹³¹。

市医意見書は、その後『京都医事衛生誌』に掲載された。この中で人が密になり、感染しやすい場所として理髪所および理髪師¹³²への対策が勧告され、規則制定に結び付いていった。なお東京府より早く規則制定したのは11府県で全体の2割に及んでいる(表6)。

一方東京府は、1899年10月告諭1号¹³³を交付し、「伝

染病の多きは衛生思想が幼稚なるに起因する」とし小禿病(円形脱毛症)、丹毒、結核、梅毒を例にして告諭を説明している¹³⁴。その後新聞紙上で命令違反や女髪結にも規制が必要と報道があり、1901年3月東京府は規則を公布した(表5)。禿頭病(円形脱毛症)は、告諭公布後も問題であったが、東京府理髪規則制定は他府県の動向と規約違反を考慮し、罰則の条文を加える事で規定の強化をはかったと考えられる。

明治期に定められた道府県の理髪営業取締規則の内容は、京都府規則や東京府警視庁規則とほぼ共通しており、理髪業の定義、営業者の住所氏名・営業所の位置・設備内容の届け出、伝染病罹患者の業務禁止事項、店舗内での器具・布片等を含め清潔および消毒の義務規定、罰則規定(従業者、徒弟も含む)などであった¹³⁵。

5.3 規則普及への警察署と業界の対応

新聞報道における業界の動きは1910年代以降にならないと非常に少ない¹³⁶。一方警察署は取締¹³⁷とともに営業者を集めて規則の説明を行っていた¹³⁸。

理髪規則の組合規定とは別個の民間の団体としては、先にも述べた1906(明治39)年理髪業者が設立した「大日本美髪会」¹³⁹があり、理髪近代化と地位向上をめざしたが、機関誌の『美髪』が発見できず確認が取れていない。ただし筆者の手元にある本会の機関誌1914(大正3)年9月号『美髪』によれば、衛生および技術の全国各地での講習会や外地の支部の存在、さらに通信講習も実施されていたことがわかった¹⁴⁰。1906年以降は大日本美髪会が中心となって女髪結を含めた、規則を認知させる活動を始めたと推測できる。なお学校の設立は、1910年代以降¹⁴¹で、規則に衛生思想の普及を意図する組合の規定が加わるのも1910年以降であった。したがって理髪規則制定時に規則を理解することは、多くの営業者にとって大変に困難であったといえるのではなからうか。

なお女髪結の組織は、1916(大正5)年に東京府で「婦人結髪組合事務所」が設置されたという報道に認められる¹⁴²。一方洋髪・美顔術を扱う美容師は、1925年「東京婦人美容協会」を発足させた¹⁴³という新聞記事で認められる。

6. まとめと今後の課題

道府県公報に記載されている理髪規則調査により1899年3月京都府で最初に理髪規則が制定されたことが分かった。これまで坂口茂樹と辻功が示唆しながら全くわからなかった京都府規則の存在と、そこに京都

ならでは規則制定の背景があったことを本稿は明らかにすることが出来たのである。さらに、京都府理髪規則制定後、各府県への波及効果は、東京府警視庁令理髪規則よりも早く規則を約2割の県が定めたことで、確かにあったと言える。しかし東京府の1899年10月の告諭をなぜ規則として交付しなかったのかは不明である。その相違は、規則にある科料規定が告諭にはないのである。

公衆衛生専門誌で、理髪規則が当時の伝染病蔓延を受けその対策を担った衛生行政の一環にあったことを認識することができ、当時の伝染病対策の困難さも理解することができた。一方取締を受ける業者たちの行状と規則理解の悪さが戦前期を通じて問題となっており、その対策の困難さも分かった。また規則は、ハンガリーのブタペスト市の理髪規則を京都府が引用したものであることも判明した。

この結果により、東京府警視庁令理髪規則を中心とした従来の理美容史を書き換える必要があるといえる。

今日法律上の理美容の目的はその第1条で「公衆衛生の向上に資する」となっている。先人の業績を知ることが重要であるが、彼らの艱難辛苦を知ると、今の理美容師にできることは、自身が伝染病に罹患しないようにすることだけではなからうか。目的の遂行には、相当の知識がなければならぬと考える。

女髪結については規則に除外事項が存在した。これは、無店舗で営業していた者が多く¹⁴⁴取締りに困難さがあつた事によるものと考えられる。今後さらに追求すべき課題である。

京都府での理髪規則制定のような経緯が、それぞれの道府県でもあつたと考えられる。また規則を業者がどのように受け止めたのかも分からなかった。さらに明治期の業界の組織（組合）についても不明のままである。これらが残された大きな課題である。

なお本稿は、理髪制度研究に関する最初の論文である。

〔注〕

¹ 江馬務「結髪史」『江馬務著作集第4巻』中央公論社1976。坂口茂樹「日本の理髪風俗」『日本風俗史学会編風俗文化史選書6』雄山閣1972。

² 横山百合子「一九世紀江戸・東京の髪結と女髪結」高澤紀恵、アラン・ティレ、吉田伸之編『別冊都市研究パリと江戸』山川出版社2009、pp.85-102。

³ 風俗画報記者「新に起れる女髪結」『風俗画報』1913(451)、pp.14-15。

⁴ 横山前掲、p.93。警視庁令第11号1901年理髪規則。

⁵ 吉田伸之「巨大都市における身分と職分」『近代都市社会の身分構造』東大出版会1998、pp.266-267。

⁶ 吉田同前、p.271。

⁷ 横山百合子「江戸・東京の髪結と女髪結（その2）髪結株と仲間」『研修紀要』日本理容美容教育センター、2009春号、pp.12-16、特にp.16。

⁸ 吉田前掲、pp.280-281。

⁹ 井口乗海「理髪店舗衛生法」『警察協会雑誌』警察協会、1927(317) pp.52-57。

¹⁰ 伊藤壽「理容営業取締りに就いて」『公衆衛生』日本衛生会、1933、51(2) pp.93-99。

¹¹ 栗本庸勝「理髪師諸君に望む」『美髪』大日本美髪会1914、9(9) p.1。『美髪』は大日本美髪会の機関誌。

¹² 日本理容美容教育センター編『理容現代史』同センター、1970、pp.75-92。賤業からの脱却、大日本美髪会の説明がある。

¹³ 国立公文書館 1871年『断髪令』太00235100-001

¹⁴ 国立公文書館 1872『違式違違条例』太00581100-029

¹⁵ 平安期の10世紀ごろの文章の中に、元服や裳着に際し髪型を整える事、その役割を担う人。小学館国語辞典編集部編「理髪」『日本国語大辞典第二版第20巻』小学館、2002、pp.879-880。

¹⁶ 読売新聞1885年8月8日朝刊2頁『東髪会』読売新聞1885年8月18日朝刊3頁『婦人東髪会の賛成を乞う』同8月19日朝刊3頁、同8月21日朝刊3頁。

¹⁷ 橋本澄子『日本の髪型と髪飾りの歴史』源流社2003、pp.27-29。

¹⁸ 芝山兼太郎「技術額講義」甲府警察署主催第5回理髪学講習会編『理髪学講義』甲府理髪業組合事務所1928、p.193。

¹⁹ Hatsuko Endo HPHatsuko Endo の歴史

https://weddings.hatsuko-endo.co.jp/brand_story/2021/2/2検索、1905年遠藤波津子が「理容館」開業。

²⁰ 北原美顔 HP 北原の歴史について 2021/2/2検索 <http://kitahara-bigan.co.jp/about/history/>

1905年北原十三男は美顔術の「東京美容院」開業。

なお、遊佐盈作「改正小学美容術」京都教育書房1885の美容術は、軽体操のことを表す。

²¹ 太田菊子「現代婦人就職案内」『婦女界』第3巻31号付録1925、p.54。ここに美容師の記載あり。

²² 大場栄一『遥かなり昭和』創英社1990、pp.38-46。

²³ 東京府は美顔術であつたが、1928(昭和3年)兵庫県令第34号理髪規則第1条第3項では美容術となっていた。なおこの営業種目規定のない府県もあつた。

- ²⁴ 川村貞四郎『美容師の取締規則は近い中に決定する』『美容画報10月号』1926, p.7. 美容術・美顔術は流行しており、規則は必要で目下研究中である。
- ²⁵ 佐藤文哉『文化的婦人の職業』自光社出版部1924, pp.101-108.
- ²⁶ 山吉美奈子『日本近代美容の母 マリールウイズ私の描いた肖像画』女性モード社2011, pp.115-118. マリー・ルウキズ(1875-1956)は、日本人女性と英国大使館付武官の男性との間に生まれた。10歳で父を失い、父の妹の養女となりフランスに渡り、美容師となる。しかし故郷忘れ難しとなり、1912年暮れフランスから帰国後、翌年から華族の女性たちへ西洋髪型の施術を開始し、1913年赤坂田町に巴里院を開設した。日本における本格的な美容院の始まりだと考えられ当然マーセル・ウエーブ技術を使った西洋髪型の施術が行われ、さらに美顔術も施術された。
- ²⁷ 読売1916年2月2日朝刊「結髪組合の成立」
- ²⁸ 東京朝日1925年12月15日朝刊「美容師の組合」
- ²⁹ 並木孝信「マーセルからパーマへ一号機開発で技術に革命」『近代美容を彩った先人たち』女性モード社2015, pp.85-87.
- ³⁰ 東京朝日1930年9月27日夕刊に「ここにもまた試験地獄」で東京府の結髪合格に、2男子ありと報道。
- ³¹ 日本理容美容教育センター編『理容現代史』日本理容美容教育センター、1970, p.75.
- ³² 教育センター同前, pp.83-84. なお本書の記述においてその出典が、明らかになっていないものが多い。ここでの引用は大日本美髪会の機関誌である『美髪』に掲載されていたと考えられる内容だと推測できるが、その該当する巻数・発行年の記述がなく、さらに『美髪』は未だ未発見で、確証が得られていない。
- ³³ 日本理容美容教育センター編『理容現代史』前掲, p.75. 賤しい仕事と見なされたこと。
- ³⁴ 日本理容美容教育センター編『関係法規・制度 美容』社団法人日本理容美容教育センター2003. 資料はやや古いが現行の法規を説明するために衛生行政制度についての記述がある。この中に衛生行政の歴史が簡単に記述されている pp.27-28.
- ³⁵ 江馬務「日本結髪全史」『江馬務著作集 第4巻装身と化粧』中央公論社1976, p.196. 初版立命館出版部1936.
- ³⁶ 日本理容美容教育センター編『理容現代史』前掲, pp.76-78.
- ³⁷ 日本理容美容教育センター編『美容現代史』日本理容美容教育センター1970, pp.227-228. 編者の記述がなく、国会図書館の表記に従った。
- ³⁸ 吉浜真芳他編『沖縄理容史』沖縄高等理容学校1971, pp.13-34.
- ³⁹ 坂口前掲 pp.211-214.
- ⁴⁰ 日美・美容文化史研究グループ編『美容と日本文化の流れ』日本美容専門学校出版部1979, p.143.
- ⁴¹ 千葉県理容史編纂委員会『千葉県理容史』千葉県理容環境衛生同業組合1981, pp.16-78.
- ⁴² 新美容出版編集部編「素晴らしき美容昭和史 その①マーセル・ウエーブからパーマ・ウエーブへ」『しんびようプラス』43(7)1986, 新美容出版 pp.94-96.
- ⁴³ 北海道理容100年史編纂委員会『北海道理容100年史』北海道理容環境衛生同業組合1987, pp.10-15.
- ⁴⁴ 佐々木幸夫『いわて美容物語』岩手県美容業環境衛生同業組合1987, pp.17-23.
- ⁴⁵ 組合創立30年編集委員会編『組合創立30年史』神奈川県理容環境衛生同業組合1987, pp.168-169, p.190.
- ⁴⁶ 栗栖敏雄編『大阪美環組三十年誌』大阪府美容環境衛生同業組合1988, pp.10-12.
- ⁴⁷ 春山行夫『髪おしゃれの文化史2』平凡社1989, p.393.
- ⁴⁸ 全国理容環境衛生同業組合連合会編『理容師法施行50年史』全国理容環境衛生同業組合連合会1998, pp.16-49.
- ⁴⁹ 美容史誌編纂委員会『茨城美容のあゆみ』茨城県美容業環境衛生同業組合1999, pp.34-38.
- ⁵⁰ 辻功『日本の公的職業資格制度の研究』日本図書センター2000, p.204.
- ⁵¹ 日本理容美容教育センター編『日本理容美容教育センター50年史』教育センター2004, p.41.
- ⁵² 鈴木満編『国際理容美容学校 五十年誌』国際理容美容専門学校2005, pp.53-54.
- ⁵³ 村澤博人「第2章日本の理美容の歴史」『美容文化論1』教育センター教科書2006, pp.19-21.
- ⁵⁴ 組合創立50年史編纂委員会『組合創立50年史』神奈川県理容生活衛生同業組合2008, pp.26-29.
- ⁵⁵ 千田啓互「理美容業界の規制緩和の必要性について」『商大ビジネスレビュー』(兵庫県立大)2015, 4巻1号 pp.273-294.
- ⁵⁶ 日本理容美容教育センター『文化論』日本理容美容教育センター2020, pp.13-24.
- ⁵⁷ 野田伊豆守「第3章日本の理容史(2)明治から昭和の戦前まで」村上謙郎編『理容史—古代から現代に至るまでの理容のすべて』全国理容生活衛生同業組合連合会2021, pp.74-75, p.227.

- ⁵⁸ 倉田研一「明治維新以降戦前の理美容に関する法令の制定と改正について」『技術教育学の探求』名古屋大学技術・職業教育学研究室2021 (23) pp.47-57.
- ⁵⁹ 坂口前掲, p.213.
- ⁶⁰ 辻前掲, p.204.
- ⁶¹ 村澤前掲, p.19. なお教育センター「文化論」2020, p.18も同一内容であった。
- ⁶² 野田前掲, p.74.
- ⁶³ 教育センター『理容現代史』前掲, pp.76-78.
- ⁶⁴ 坂口前掲, p.212.
- ⁶⁵ 倉田研一² 同報告は『技術教育学の探求』名古屋大学院教育発達科学研究科 技術・職業教育学研究室2021 (23) pp.26-40.
- ⁶⁶ 長徳之助編「理容師法施行50年史」全国理容環境衛生同業組合連合会 1998, pp.19-20.
- ⁶⁷ 高橋晴子『近代日本の身装文化』三元社2005.
- ⁶⁸ 高橋晴子『年表近代日本の身装文化』三元社2007.
- ⁶⁹ 国立公文書館 1872「穢多非人等ノ称被廢候条自今身分職業共平民同様タルベキ事」太00235100-005
- ⁷⁰ 森田康夫「第1章維新変革期の被差別民における職業観の形成」北崎豊二編『明治維新と被差別民』解放出版社2007, p.26.
- ⁷¹ 読売新聞1899年9月20日号朝刊 p.2「東京理髪業組合」府下の理髪業者1600余り増加中, 組合規約違反者には違約金を徴取。組合加入費は百円と報道。
- ⁷² 野田前掲, pp.66-77.
- ⁷³ 読売新聞1875年9月10日号朝刊 p.2「寄書」髪結床で, 結髪と斬髪が共存している風景が描かれている。
- ⁷⁴ 読売新聞1879年4月19日朝刊 p.3では, 夫婦で西洋床を営む店舗が紹介されている。女性理髪師の存在が確認できる。
- ⁷⁵ 読売新聞1887年12月25日朝刊 p.2「理髪業の苦情」
- ⁷⁶ 東京朝日新聞1901年6月10日朝刊 p.2「東京の散髪店」
- ⁷⁷ 横山百合子「一九世紀江戸・東京の髪結と女髪結 最終回(その4) 明治維新と女髪」『研究紀要』日本理容美容教育センター2009秋号, 155号, pp.13-16.
- ⁷⁸ 横山百合子「コラム 女の髪を結う一変容するまなざし」総合女子史学会編「女性労働の日本史」勉誠出版2019, pp.190-191.
- ⁷⁹ 横山百合子同前, pp.192-193.
- ⁸⁰ 横山前掲 注2, pp.192-193.
- ⁸¹ 読売新聞1885年8月8日朝刊 p.2「東髪会」
読売新聞1885年8月18日朝刊 p.3「婦人東髪会の賛成を乞う」。同8月19日朝刊 p.3, 同8月21日朝刊 p.3.
- ⁸² 大林宗嗣「第二編職業としての髪結並理髪」『日本に於ける結髪理髪職業考』大原社会問題研究所雑誌1933, 10(1)(16)p.136に東髪を採用したのは, 東京女子師範学校生徒教師で, 最も多く採用したのは下女や子守とある。
- 宇野久夫「髪型の知性」紀伊國屋書店1978, pp.11-13.
- ⁸³ 水島幸子「第6章髪」古宇田徳太郎・水島幸子『嫁入り庫 第7編化粧の巻』実業の日本社1917, pp.103-104.
- ⁸⁴ 飯田未希「婦人東髪会の初期の議論について-髪結との関連から-」『政策科学』立命館大学政策科学会3(3)2016, pp.207-222. 特にp.219.
婦人東髪会に関しては, 渡邊有希恵に「東髪案内再考」日本歴史学会編『日本歴史』吉川弘文館629(10), 2000, pp.52-68. 同「明治期における『東髪』奨励-『女学雑誌を中心に』-」女性史総合研究会編『女性史学』10, 2000, pp.49-63. などがある。
婦人東髪会の真の目的は, 女性の意識改革にあったと言え, そこが焦点になることが多く, 衛生問題はあまり取り上げてこられなかった。飯田が衛生問題も視野に入れたという意味で着目した。
- ⁸⁵ 読売新聞前掲, 1885年8月19日朝刊 p.3「婦人東髪会の賛成を乞う」に渡邊鼎演説として「凡そ衛生の事たる之を小にしては一身の健否之を大にしては国家の強弱天下の隆盛に関わる」以上のように報道している。
- ⁸⁶ 婦女界社編「婦女界新年号付録 和洋美容秘帳」婦女界社, 1934, p.111.
- ⁸⁷ 酒井シズ「近代社会とコレラ」酒井・村上編『疫病の時代』大修館, 1999, pp.66-90.
- ⁸⁸ 山本俊一「日本コレラ史」東大出版会1982.
これは統計の記述が詳細である。
- ⁸⁹ 杉山弘「II コレラ騒動論」新井勝絃編『日本の時代2 自由民権運動と近代社会』吉川弘文館2004, pp.146-175.
- ⁹⁰ 松本順・長与専斎「松本順自伝・長与専斎自伝」平凡社
東洋文庫1980, pp.171-175.
- ⁹¹ 戦前期の警察は犯罪への対処としての司法警察, 公共の安全と秩序の維持を目的とする行政警察の二つの役割を担い, 後者に衛生行政は属し, 理髪を取り締まった。加藤康栄「行政警察活動と犯罪の事前調査(上)」『日本法学』80(4) 日本大学法学会2015, pp.11-12.
- ⁹² 大日方純夫「日本近代国家の成立と警察」板倉書房1992, p.184, p.190.

- ⁹³ 笠原英彦「明治10年代における衛生行政—後藤新平と日本的衛生概念の形成—」『法学研究：法律・政治・社会』慶應義塾大学法学研究会1997, 8 (70) pp.5-7.
- ⁹⁴ 小島和貴「第1章長与専斎の衛生行政と内務省の衛生行政」笠原英彦・小島和貴「明治期医療・衛生行政の研究」ミネルヴァ書房2011, pp.7-8. 「直達衛生法」の事。
- ⁹⁵ 柿本昭人「健康と病のエピスメーター」ミネルヴァ書房, 1991, p.91-92.
- ⁹⁶ 笠原英彦「第9章伝染病予防法の成立」笠原英彦・小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究』ミネルヴァ書房2011, pp.223-228.
- ⁹⁷ 大阪府令第61号1913年理髪規則第9-13条.
- ⁹⁸ 田中實義「理髪衛生研究」『大日本私立衛生会雑誌』大日本私立衛生会1919, 432 (4) p.203. 結核で理髪人一家全滅。
- ⁹⁹ WEB 防災情報新聞 2021/08/14検索
https://www.bosaijoho.net/2021/06/05/日本の災害-防災-年表「感染症流行・飲食中毒・防/京都府医師会「京都府医師会設立20周年年表 明治元年より昭和19年まで」京都府医師会1971, pp.1-34. コレラ死亡者数は内務省統計による。内外アソシエーツ編集部「日本医療史事典」内外アソシエーツ2013. 以上の江戸末期から戦前期の感染症流行に関する情報を引用した。なお新聞情報に関してはその発行年月日を表中に記した。
- ¹⁰⁰ 千田啓互前掲, p.276.
- ¹⁰¹ 小林丈広「近代日本と公衆衛生」雄山閣2001, p.126.
- ¹⁰² 小林同前.
- ¹⁰³ 松下禎二「理髪具の消毒を厳にせよ」『日本警察新聞』日本警察新聞社1910, 143号, pp.2-3. ドイツの統一は1871年で, 法規は州単位の規定で, その当時統一法規は, まだなかったという意味だと考えられる。
- ¹⁰⁴ 渡辺鼎「婦人束髪会ヲ起スノ主旨」『東京輿論新誌』嚶鳴社刊1876, pp.6-9.
- ¹⁰⁵ 「理髪器の消毒」『教育報知』東京教育社刊1891, 256 (3) p.14.
- ¹⁰⁶ 「理髪所の伝染病」『東洋学芸』東京社刊1894, 148 (1/25) p.46.
- ¹⁰⁷ 「理髪床の消毒」『大日本私立衛生会雑誌』同会刊1894, 129 (1) p.126.
- ¹⁰⁸ 「来明治二八年ニ対スル衛生上ノ設備」『京都医事衛生誌』同社事務所発行1894, 5 (8/10) pp.8-9. 市医設置。
- ¹⁰⁹ 「理髪所の衛生法」『大日本私立衛生会雑誌』1895, 144 (4) pp.492-493.
- ¹¹⁰ 「大阪に於ける理髪衛生法」『大日本衛生会雑誌』1895, 148 (8) p.829.
- ¹¹¹ 「市医意見書第十六 理髪店」『京都医事衛生誌』1896, 27 (6/30) pp.11-12.
- ¹¹² 「理髪業取締に就いて建議」『大日本衛生会雑誌』1898, 185 (10) p.601.
- ¹¹³ 「断髪衛生」『大日本私立衛生会雑誌』1899, 189 (2) pp.101-103.
- ¹¹⁴ 「理髪所の衛生に関するドクトル・ハインリッヒ・ベルゲル氏意見の要領」『大日本私立衛生会雑誌』1899, 190 (3) pp.194-196.
- ¹¹⁵ 「理髪店取締規則の調査」『大日本私立衛生会雑誌』1899, 191 (4) p.298.
- ¹¹⁶ 内藤順作・荒井欽次郎共稿「理髪業取締に就いて」『済生学舎医事新報』同社刊1899 (9) pp.802-805.
- ¹¹⁷ 「理髪店と伝染病」p.880 「理髪衛生に関する山根警察署長訓示の要旨」p.881, 『大日本私立衛生会雑誌』1899, 198 (11).
- ¹¹⁸ 小林丈広「近代日本と公衆衛生」雄山閣出版2001, p.119.
- ¹¹⁹ 山口県令第72号1900年『理髪営業取締規則』第6条「女髪結には第3条第2号《布片の洗浄》5条《家族従業者への監督責任がある事》を適用せず。ただし皮膚病その他伝染性疾患あるものに剪刀剃刀櫛等をしたときは第3条第5号《消毒法》により消毒すべし」
- ¹²⁰ 小林丈広前掲, pp.119-120. ここに博覧会開催の導入の経緯の記述がある。
- ¹²¹ 小林同前, p.15, p.119, p.146, p.160.
- ¹²² 小林同前, pp.7-9.
- ¹²³ 小林同前, p.15.
- ¹²⁴ 小林同前, pp.20-21.
- ¹²⁵ 小林同前, p.49. 臨時衛生委員は, 予防委員会をはじめ防疫行政が組織化されたのにもない, それらを市参事会が監督するものであった。市医は市内各町を巡回して患者の発見や消毒に従事した。
- ¹²⁶ 小林同前, pp.52-53.
- ¹²⁷ 小林同前, p.124.
- ¹²⁸ 小林同前, pp.121-142.
- ¹²⁹ 小林同前, p.125.
- ¹³⁰ 小林同前, pp.149-150. 下水道のことは pp.144-145 に書かれているが, 最も重要な対策がなされていなかったことが分かる。
- ¹³¹ 小林同前, p.131.
- ¹³² 「市医意見書第十六理髪店」『京都医事衛生誌』27

前掲, 1896, pp.11-12.

¹³³ 東京府警視庁告諭第1号1899「理髪業組合中二加フヘキ事項」

¹³⁴ 「理髪衛生に関する山根警察署長訓示の要旨」『大日本私立衛生会雑誌』1899, 198(11), pp.881-882.

¹³⁵ 東京府警視庁令第11号1901年第1条から11条。

¹³⁶ 東京朝日1906年7月31日朝 p.7「理髪業者の改善計画」同業有志で衛生上の改善法を検討中。

¹³⁷ 1901年3月27日読売朝 p.4「理髪業者の営業停止」

¹³⁸ 1901年3月29日読売朝 p.4「女髪結へ論達」浅草署管内女髪結を集め, 消毒法詳細を説き聞かせたとある。

¹³⁹ 教育センター『理容現代史』前掲, pp.81-90.

¹⁴⁰ 大日本美髪会『美髪』9(9), 大日本美髪会1914,

pp.21-27.

¹⁴¹ 東京都公文書館629.C6.03(24)1910「明治理髪学校設立願に付許可」各種学校以外に講習所が存在した。

¹⁴² 読売1916年2月2日朝刊「結髪組合の成立」

¹⁴³ 東京朝日1925年12月15日朝刊「美容術師の組合」

¹⁴⁴ 石田竜蔵『明治変態風俗史』宏元社書店1934, pp.157-170. 1911年東京の女髪結実数3万人, 届出数約3千人。

¹⁴⁵ 高知県理髪営業取締規則『全国美容術営業新法令と結髪沿革』東京理容研究所1927, pp.439-450.

¹⁴⁶ 沖縄県理髪営業取締規則『沖縄県令達類纂』1906. 沖縄県理髪営業取締規則『現行沖縄県令規全集』1929. 第十一章雑九十ノ四一九七。

A Study on barber and female hairdresser rules first established in Japan

Kenichi KURATA*

Cholera was the most feared infectious disease in the world in the 19th century. Cholera, an endemic disease of India, caused a pandemic here in the early 19th century. After that, cholera spread all over the world and caused great damage to each country.

Cholera caused more than 100,000 deaths in Japan in 1879 and 1886. For this reason, the Meiji government hastily established a hygiene administration system. The government had enacted laws and regulations such as the Pharmacopoeia and the Infectious Disease Prevention Law, which form the basis of measures against infectious diseases. Furthermore, the government established a hygiene administration agency in the Ministry of Interior as an agency responsible for specific measures against infectious diseases, and the police took charge of the task. This has made it possible to crack down on hygiene.

Barber shops were at high risk of transmitting various infectious diseases due to contact between technicians and customers. They were also criticized for having very poor hygiene. Under these circumstances, they were subject to police crackdowns. On the other hand, many hygiene precautions in the barbering industry were introduced in public health magazines. Kyoto Prefecture is the first in Japan to establish barber rules.

In Kyoto, the emperor left for Tokyo after 1868, and the city was devastated by the decline of industry, the influx of poor people, and the cholera pandemic. Kyoto Prefecture has decided to hold the National Industrial Exhibition in order to revitalize the city. Therefore, Kyoto Prefecture and Kyoto City started to improve the environment. However, the finances of Kyoto Prefecture were poor. Therefore, Kyoto Prefecture and Kyoto City carried out educational activities to enable personal hygiene management. This allowed us to hold a memorial festival and an Expo.

After these events were held, as a result of evaluating the risk of infection in various places and facilities in Kyoto city, it was judged that the barber shop is also at high risk. In 1899, Kyoto Prefecture enacted barber rules and began crackdowns.

The barber rules in Budapest, Hungary have been translated and published in a public health magazine. Kyoto Prefecture quoted this and created a barber rule. After that, barber rules were established in each prefecture. The rules of Kyoto Prefecture regulated only barbers. A provision for female hairdressers was added to the rules of Yamaguchi Prefecture enacted in 1900.

* Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

